

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	盛岡市学校給食食材費臨時補助金(小学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年1月～令和8年3月間の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食にかかる食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ・各学校の補助単価:平均約59.70円(給食単価×補助率22.0%で算出) ※補助率:直近の物価指数123.9とR3年度平均指数101.9の差引 ・平均59.70円/食×児童数12,700人程度×R6給食回数平均171回程度÷12か月×15か月=161,213千円 ・その他の財源:令和6年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金57,174千円 ④保護者等(小学校分)	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	盛岡市学校給食食材費臨時補助金(中学校分)	①エネルギー・食料品価格等の高騰により、学校給食における食材費上昇の影響を受ける学校給食運営委員会等を対象として令和7年1月～令和8年3月間の食材費増額相当分を補助することで、学校給食の安定的な提供を図るとともに、保護者負担額の抑制を図るもの。 ②補助金 ③学校給食にかかる食材費の増額相当分(教職員分は含まない) ア 給食センター等 ・各学校の補助単価:平均約68.83円(給食単価×補助率22.0%で算出) ※補助率:直近の物価指数123.9とR3年度平均指数101.9の差引 ・平均約68.83円/食×生徒数3,600人程度×R6給食回数平均170回÷12か月×15か月=52,510千円 イ ランチボックス ・補助単価:66円(ランチボックス単価×補助率22.0%で算出) ・補助単価:66円/食×R5食数実績98,300食程度÷12か月×15か月=8,110千円 ウ 牛乳 ・各学校の補助単価:12円(牛乳単価×補助率22.0%で算出) ・補助単価:12円/食×生徒数3,250人程度×R6給食回数平均147回÷12か月×15か月=7,063千円 ア+イ+ウ=67,683千円 ・その他の財源:令和6年度実施計画分の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金13,531千円 ④保護者等(中学校分)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	こども食堂支援事業	①物価高騰により影響を受けているこども食堂に対する負担軽減策として、お米を支給するもの。 ②委託料 ③お米相当分720千円(900kgを想定)+事務費90千円(配送料を含む。)=810千円 ④市内でこども食堂を運営している団体(40団体)	R7.7	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童クラブ等運営事業	①物価高騰により影響を受ける放課後児童クラブのおやつ代について、その費用の一部を委託料に加算し、施設運営を支援するもの。 ②委託料 ③140.7円×6か月×登録児童数2,080人=1,756千円 ④放課後児童クラブ 58施設	R7.7	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭支援事業(R6補正分)	①物価高騰に伴う家計の負担軽減を目的とし、低所得のひとり親世帯へ商品券の支給を行うもの。 ②委託料 ③児童扶養手当受給世帯等2,100世帯×1万円+子2人目以降加算950人×3,000円+事務費3,300,000円=27,150千円(うち22,592千円はR6補正分) ④児童扶養手当受給世帯または直近の収入が児童扶養手当受給水準の者。	R7.7	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭支援事業(R7予備費分)	①物価高騰に伴う家計の負担軽減を目的とし、低所得のひとり親世帯へ商品券の支給を行うもの。 ②委託料 ③児童扶養手当受給世帯等2,100世帯×1万円+子2人目以降加算950人×3,000円+事務費3,300,000円=27,150千円(うち4,558千円はR7予備費分) ④児童扶養手当受給世帯または直近の収入が児童扶養手当受給水準の者。	R7.7	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業	①物価高騰の影響を受けている障がい者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 ②補助金 ③助成基準額1人あたり11,520円を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円÷32円)を平均入所者数に応じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 811人(11,520円×811人=9,342,720円) 8,408,448=32円*2食*180日*811人*0.9(支給率見込) ④共同生活援助及び障害者支援施設を運営する法人。	R7.4	R7.9

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業(老人福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③入所者数1人あたり17,280円を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円≒32円)を平均入所者数に応じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 軽費・既存 205人(17,280円×205人×0.9=3,188,160円) 軽費・新規(R7.3.24開所) 32円×3食×8日×17人×0.9=11,750円 養護 100人(17,280円×100人×0.9=1,555,200円) ④軽費老人ホーム及び養護老人ホームを運営する法人。	R7.4	R7.9
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者福祉施設食材費物価高騰対策支援金支給事業(介護老人福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている高齢者福祉施設において、入所者等に提供する食材費に係る負担を軽減し、ひいては利用者等への処遇の悪化を防ぐことを目的とする。 現状では利用者・入所者が高齢者福祉施設等を利用した場合の食費においては、厚生労働大臣が定める「基準費用額」等公定価格が設定されている施設について、最近の物価上昇分を反映していないため、入所者又は介護保険・公費等による負担額への転嫁が直ちにできないことから、やむを得ず負担している運営事業者に対し、負担を軽減する効果がある。 ②補助金 ③入所者数1人あたり17,280円を支給する。(介護保険施設における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案し厚生労働大臣が定めている「基準費用額(日額1,445円)」を1日における食材費の基礎とし、盛岡市における令和7年4月の物価上昇率の前年同月比である6.7%を乗じた1食当たり32円(基準費用額1,445円の6.7%÷3食=32.27円≒32円)を平均入所者数に応じ6か月(180日)分支給する。 対象者数 3,113人(17,280円×3,113人×0.9(支給率見込み)=48,413,376円) ・その他の財源:一般財源803千円 ④介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護及び短期生活療養介護を運営する法人。	R7.4	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(私立児童福祉施設分)	①物価高騰により影響を受ける保育所等の副食費を対象として支援金を支給するもの。(職員分を除く。) ②補助金 ③321円×104,218人(R6延べ入所児童数)×0.5年=16,727千円 ④私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園、認可外保育施設	R7.6	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	副食費助成事業(公立保育所分)	①物価高騰の影響を受けている公立保育所の給食の質・量を確保するとともに副食費の値上げを防ぐため、賄材料費の高騰分(職員分を除く。)を支援するもの。 ②賄材料費 ③301円×4,884人(R6延べ入所児童数)×0.5年=736千円 ④公立保育所	R7.6	R8.3
12	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	工業用LPガス料金支援金支給事業	①原油価格や原材料価格高騰の影響を受けている工業用LPガスを消費する事業者に対し、価格上昇分の一部を補助するため支援金を支給するもの。 ②4,800千円(補助金) ③支援金:20円/m ³ (価格上昇分の6分の1に相当する額)×5,770m ³ (期間中購入数量見込)[5,770m ³ (令和6年度購入数量平均)]×6か月×7者(申請見込者数)一端数調整46,800円=4,800千円 ④市の区域内の事業所において、貯蔵施設を有し、工業用LPガスを自己の事業の用に供している中小企業者	R7.7	R7.12
13	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	観光基盤維持支援事業	①急激な物価、エネルギー価格高騰に直面している貸切観光バス事業に従事する運転士の雇用の促進を目的として、新たに運転士を雇用する貸切観光バス事業者に対して支援金を支給する。 ②貸切観光バス事業者運転士雇用分(令和7年6月1日から、令和8年3月15日までに雇用された運転士) ③新規雇用の貸切観光バス運転士1人あたり400千円 事業費2,000千円=5人×400千円 ④貸切観光バス事業者(7事業者)(「路線バス運転士確保支援事業」の支給を受ける事業者を除く。)	R7.6	R8.3
14	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス運転士確保支援事業	①路線バス事業者は、原油価格高騰等の影響が加わり経営悪化の状況が長期化する中、さらに運転士不足の問題に直面し、路線の維持が困難な状況にある。路線バスは市民生活に欠かせないものであることから、路線バス事業に従事する運転士の常用雇用の促進を目的として、新たに運転士を雇用する路線バス事業者に対して支援金を支給する。 ②運転士を新たに雇用する路線バス事業者への支援金 ③新規雇用の路線バス運転士1人あたり400千円を支給する。 事業費20,000千円=50人×400千円 ④路線バス事業者	R7.6	R8.3